

【身分証明書(生徒証)】

この生徒証の取扱いについて

- (1) この証明書は本校生徒の身分を証明するものですから登校の際には必ず携帯する。
- (2) この生徒証を紛失の際には、学級担任を通じて再交付を願い出る。その時には実費を徴収する。

【校章(図)】



校章は第一中学校の精神の具現されたものです。三つの「M」でかこみ、中央に「中」を入れ外形上の意味は、校下小学校の出身者で形成された(中学校)という意味で図案化したものです。又その三つの「M」は Moderate(中庸) Mental(知性) Merry(快活)を意味し、この精神が外の円環によって互に融合され本校の校風を象徴しているのです。私達はこの校章を身につけ、中学生としてよりよく生活することにつとめ、本校の伝統と歴史を築きあげていくようにしよう。

【目次】

1. 校章	1
2. 校歌	3
3. 応援歌	4
4. 本校の教育目標	5
5. 一中生の努力目標等	7
6. 本校の歴史	8
7. 生徒心得	12
8. 登下校規定	14
9. 服装規定	15
10. 学校生活における注意事項	16
11. 長期休暇中の生徒心得と注意	19
12. 学校図書館利用規定	21
13. 生徒会会則	22
14. 生徒会組織図	26
15. 生徒会選挙規則	27
16. 各委員会の役割	28
17. 学級活動(目的、組織図)	29
18. 警報発令時の登校について	31

【箕面市立第一中学校校歌】

作詞 内山 正良
作曲 尾西 勝



一、白雲なびく 箕面の山の
青嵐映ゆる 美わしの学び舎
日に新たに 若き力
はつらつと 希望は燃えて
胸に湧く 自由の泉
たたえや 箕面第一中学校

二、校庭の樺の 緑ゆたかに
梢に光る 理想の明星
仰ぎむつみて この友垣
はるかなる 学びの道を
いざともに 強く歩まむ
たたえや 箕面第一中学校

【箕面市立第一中学校応援歌】

作詞 内山 正良
作曲 尾西 勝



「栄光に輝くもの」

一、
栄光に輝くもの 若人われら
たゆみなく 鍛えし技を
秘めし力よ

青空の下 大地をけりて
走れ走れ いざ勝利の声に

二、
栄光に輝くもの 若人われら
日輪と燃えたつ意気に
たぎる血潮よ

青空の下 胸を張りて
歌え歌えいざ勝利の旗に

【本校の教育目標】

命と人権を大切にし、確かな学力を身につけた心身ともに健康な生徒の育成

めざす生徒像

- 自ら学び、自分の言葉で表現し、それを学び合いで深め、実践する生徒。
- 自分や友だちのよさに気づき、お互いを認め、ともに高め合う豊かな心を持った生徒。
- 学校のルールや社会の規律を守り、公德心を重んじる生徒。
- 心身ともに健康で、自らの生き方をたくましく切り拓いていく生徒。

本年度の重点目標

① 基本姿勢

新しい時代に必要となる資質・能力の育成に向けて、従来の枠組みに拘ることなく、新しい考え方や取り組みを積極的に取り入れる。

- 授業においても、積極的に ICT を活用し、個別最適化された学びに向けて、一人1台のタブレットを積極的に有効活用する。
- 「教え込む授業」から「生徒が学びとる授業」を意識した「主体的、対話的で深い学び」になる授業研究を各教科で実施する。
- 環境、教材、授業のユニバーサルデザイン化は全校をあげて進めていく。
- すべての学校活動について9年間を見据えた小中の連携を進め、統一感のある、整合性のとれた学校教育を進めていく。

② 支援教育の充実

通常の学級でクラスの友達と、障がいのある子どもや特別な支援を必要とする子どもが、「ともに学びともの育つ」支援教育のさらなる推進と共に、おおぞら学級における個々のカリキュラムに応じた指導を、年間を通じて継続する。また、サポートルームにおいて通級指導の充実を図る。その際、リタリコを有効活用する。

③ 個別支援の充実

生徒同士のつながりの充実を図り、不登校や問題行動をはじめ、一人ひとりの生徒が抱える課題を教職員がていねいに聞き取りをして把握し、学校として共有したうえで、組織的に課題解決を図っていく。

④ 生徒会活動の活性化

生徒たちの自主性、自発性を大切にした生徒会活動や委員会活動を通じて、生徒自らが主体的に学校を築いていく一員であるという自覚と責任のもと、自治の力を育てる。

⑤ 道徳教育の充実

中学校生活のすべてで道徳的な判断力や思考、心情を培い、さまざまな体験を通して社会生活上のきまりや基本的な生活態度などの倫理観を育てる。また、他人の権利を尊重し、自分の権利を正しく主張するとともに、自分に課された義務をしっかりと果たす態度を育てる。

⑥ 地域に開かれた学校づくりの推進

学校協議会や地域団体との意見交換、学校教育自己診断や学校生活アンケート等を通して、学校改善、学校改革に努め、地域・家庭・学校・関係機関が一致協力して子どもたちのすこやかな成長を育んでいく。

⑦ 少人数習熟度別指導で学習内容の確実な定着

1・3年生の一部教科において生徒一人ひとりの個性や能力に応じてクラスを分け、基本を学ぶコース、発展問題に取り組むコースとして、少人数習熟度別による学習指導を進め、基礎・基本の確実な定着を図る。
支援教育の充実

【一中学生の努力目標】

- 自分で考え、良いこと悪いことの判断ができ、積極的に行動できる人間になろう。
- ・ 仲間を大切にしよう。
 - ・ 時間を守ろう。
 - ・ 服装を正そう。
 - ・ 礼儀正しくしよう。

【おあしす運動】

あいさつは ・人と人との出会いのいとぐち
・日々の新たな始まりと終わり
・人情こまやかな人間関係の潤滑油

㊦……おはようございます。

おおらかに、家庭でも、学校でも、地域でも。

㊦……ありがとうございます。

あかるく、感謝の気持ちを忘れずに。

㊦……しつれいします。

しんし(真摯)に、礼儀正しく、ことばづかいはていねいに。

㊦……すみません。

すなおに、すなおな心であやまろう。

【箕面市立第一中学校の歴史】

昭和22年 4 月 1 日

大阪府豊能郡学校組合立箕面中学校設立
認可 校長友廣芳夫着任

昭和22年 4 月20日（創立記念日）開校式及入
校式

（旧豊能中部青年学校箕面小学校校舎）

昭和22年 4 月25日 東館教室借用授業開始

昭和23年 8 月 1 日 箕面町立箕面中学校と改
称

昭和25年11月 1 日 第3期工事落成式

昭和27年 4 月25、26、27日 創立満5周年記念
式挙行

昭和29年 8 月 1 日 体育館完成

昭和30年 8 月 1 日 プール完成

昭和31年 4 月 1 日 箕面町立箕面第一中学校
と校名改称

昭和31年12月 1 日 箕面市立箕面第一中学校
と校名改称

昭和32年 4 月 1 日 校長木村清着任

昭和32年 4 月 1 日 箕面第一中学校区変更

昭和38年 1 月10日 新校舎完成

昭和38年 4 月 1 日 校長友廣芳夫着任

昭和40年 4 月 1 日 校長田中静雄着任

昭和42年 5 月23日 創立20周年記念式挙行

昭和43年 4 月 1 日 箕面市立第一中学校と校
名改称

昭和44年 6 月 8 日 新体育館竣工

昭和46年 4 月 1 日 校長下野寅雄着任

昭和47年11月11日 創立25周年記念式挙行

昭和48年 4 月 1 日 校長井沢俊雄着任

昭和51年 5 月31日 新プール完成

昭和52年 8 月20日 特別教室竣工

昭和52年11月5日	創立30周年記念式挙行
昭和52年11月20日	クラブ室完成
昭和55年4月5日	校長中島英樹着任
昭和56年3月20日	東校舎竣工
昭和57年9月1日	南校舎3・4階改築
昭和58年4月1日	校長岩崎幸夫着任
昭和58年9月1日	南校舎1・2階改築
昭和61年3月15日	東校舎増築
昭和62年10月25日	創立40周年記念式挙行
平成元年4月1日	校長川勝健二着任
平成元年9月22日	多目的教室改造工事竣工
平成3年9月10日	新バックネット完成
平成4年3月13日	エレベーター設置
平成4年10月8日	本校舎1・2・3階改築 情報教室設置
平成5年9月30日	本校舎、南校舎外壁改修
平成7年1月17日	プール改修
平成7年4月1日	校長岡猛博着任
平成9年9月16日	体育館改修工事完成
平成9年11月15日	創立50周年記念式挙行
平成10年4月1日	校長福原輝幸着任
平成11年4月1日	校長高垣勝治着任
平成13年10月9日	サブグラウンド防球ネット改修工事完成
平成14年4月1日	校長青木修一着任
平成16年4月1日	校長坂田節夫着任
平成19年4月1日	校長小北武夫着任
平成19年8月15日	仮設校舎完成
平成21年8月28日	新校舎完成
平成21年11月21日	創立60周年及び新校舎竣工記念式典挙行
平成23年4月1日	校長石井敬子着任

平成23年4月1日 校長石井敬子着任
 平成26年1月1日 校長稲田滋着任
 副校長安井公一着任
 平成28年7月1日 副校長小林和幸着任
 平成29年4月 創立70周年記念式挙行
 平成31年4月1日 校長小林和幸着任
 副校長吉川顕正着任
 令和3年4月1日 校長石橋充久着任

【卒業生状況(表)】

回	卒業 年月	卒業 生数	回	卒業 年月	卒業 生数	回	卒業 年月	卒業 生数
1	23. 3	33名	24	46. 3	301名	47	6. 3	302名
2	24. 3	88名	25	47. 3	342名	48	7. 3	277名
3	25. 3	305名	26	48. 3	358名	49	8. 3	289名
4	26. 3	381名	27	49. 3	365名	50	9. 3	289名
5	27. 3	298名	28	50. 3	241名	51	10. 3	259名
6	28. 3	377名	29	51. 3	225名	52	11. 3	272名
7	29. 3	322名	30	52. 3	287名	53	12. 3	254名
8	30. 3	384名	31	53. 3	258名	54	13. 3	253名
9	31. 3	419名	32	54. 3	275名	55	14. 3	244名
10	32. 3	450名	33	55. 3	333名	56	15. 3	224名
11	33. 3	445名	34	56. 3	323名	57	16. 3	213名
12	34. 3	422名	35	57. 3	348名	58	17. 3	199名
13	35. 3	238名	36	58. 3	398名	59	18. 3	183名
14	36. 3	199名	37	59. 3	369名	60	19. 3	199名
15	37. 3	281名	38	60. 3	363名	61	20. 3	216名
16	38. 3	428名	39	61. 3	407名	62	21. 3	199名
17	39. 3	388名	40	62. 3	380名	63	22. 3	192名
18	40. 3	383名	41	63. 3	440名	64	23. 3	196名
19	41. 3	357名	42	1. 3	453名	65	24. 3	219名
20	42. 3	321名	43	2. 3	433名	66	25. 3	202名
21	43. 3	330名	44	3. 3	364名	67	26. 3	216名
22	44. 3	290名	45	4. 3	300名	68	27. 3	206名
23	45. 3	328名	46	5. 3	325名	69	28. 3	230名

【箕面市立第一中学校生徒心得】

本校に生徒会が結成されてから生徒議会によって自主的に決議された、箕面市立第一中学校生徒として、日常守るべき事柄を取りまとめて、この生徒心得を定めた。

私達はこの生徒心得にもとづいて、中学生として社会人として恥ずかしくない生徒になるように心掛けよう。

(1) 登校下校について

- ① 登校時刻は 8 時 30 分である。決められた時刻の 10 分前には登校するよう心掛けよう。
- ② 登校下校には必ず交通規則を守ろう。通行禁止の指定場所を通らない。
- ③ 登校下校は学校より定められた出入口を使用しよう。
- ④ 登校後は校外に出ないようにしよう。

(2) 礼儀について

- ① 私達は登校下校の時、先生や友達と会った時は、挨拶をしよう。
- ② 職員室は必要以外に出入しないようにしよう。
- ③ ていねいな言葉使いや礼儀正しい態度をとろう。

(3) 所持品について

- ① 学校生活に関係あるもの又は必要なもの以外は学校へ持ってこないようにしよう。
- ② お金は学校で必要なとき以外は持ってこないようにしよう。時計その他貴重品は所持しないようにしよう。
- ③ 所持品には必ず記名しよう。
- ④ 校内で金銭物品を紛失したり、又拾得したりした時は直ちに担当の先生に届けよう。

(4) 欠席遅刻、早退について

欠席、遅刻、早退する場合は必ず保護者から学校に連絡をしてもらおう。

(5) 全校集会、その他の集会について

- ① 全校集会は生徒会、委員会からの報告、及び先生方の話で構成する。
- ② 指揮は先生が、運営は生徒会本部役員が行う。

(6) 清掃及び衛生について

- ① 黒板、壁、机等を汚さないようにしよう。
- ② 上靴下靴は必ず区別し、上靴は学校指定のものをしよう。
- ③ ハンカチ、ティッシュ等は常に携帯しよう。
- ④ 身体全体を常に清潔にしよう。
- ⑤ 食事前には手を洗うようにしよう。
- ⑥ 負傷したり病気になったりしたときは学級役員又は保健委員の指示により係の先生に申し出て手当をうけよう。

(7) 教室、廊下では

- ① 授業の始めと終りには学級委員等の合図で静かに起立して正しく礼をしよう。
- ② 試験中の机席は出席番号順にし、終わったときは各列の後の生徒が答案を番号順に集めて提出しよう。
- ③ 朝、昼休み、放課後以外は校庭に出ないようにしよう。
- ④ 用事以外は自分の学級外の教室に入らないようにしよう。

(8) 校舎校具の使用について

休日に運動場、体育館、教室を使用するときは、必ず顧問の先生か、担当の先生の指導の下で行うようにしよう。

(9) 校外の生活について

- ① 校外において、箕面一中生として恥ずかしくない行動をしよう。特に、地域の方に迷惑をかけるような行為は絶対にしないようにする。

- ② 外出の時は中学生としてふさわしい服装をしよう。又、必ず行先用件、帰宅時間を保護者に告げ心配をかけないようにする。
- ③ 保護者の許可なく夜間の外出はしない。
- ④ 宿泊をとまなう旅行等は必ず、保護者同伴で行くようにする。
- ⑤ 川、池及び危険な所での遊びはしないようにしよう。又中学生が入ってはならない所へは出入しないようにする。
- ⑥ 小学生や自分より年下の者に対して、よい手本となるように心がける。

(10) 携帯電話・スマートフォン等について

携帯電話およびスマートフォン等の使用に際しては、ルールとマナーを守り、トラブルにならないようにする。

安全確保のため、保護者と携帯電話・スマートフォン等の使用方法について、ルールなどを決めるようにする。

【登下校規定】

- (1) 8 時 30 分のチャイムが鳴り始めた時点で教室にいない状態が遅刻扱いとなるので気をつけよう。
- (2) 下校時刻は5時とする。必ず守るようにしよう（この時刻は校門を出る時刻です。）
なお、部活動、学級会、生徒会等の先生と相談し、許可があれば5時30分を最終下校とすることができる。
- (3) 忌引は父母 10 日以内、祖父母、兄弟姉妹 5 日以内、伯叔父母は 3 日以内、その他の親族 1 日以内とする。
- (4) 自転車通学は認められていないので絶対にしないようにしよう。

【生徒服装規定】

生徒服装規定を規準として華美にならない服装を心がけよう。

I. 通学服

- ・ 冬服期間・夏服期間は特に定めない。学校行事等で指定の服装を指示する日は、指定された服を着用する。
- ・ 指示があるときは、名札を着用する。

II. 体育服装規定

1. 夏季

学校指定の白半袖シャツ、紺のクォーターパンツ

2. 冬季

学校指定のトレーニングシャツ、トレーニングパンツを着用してもよい。

3. その他

- (1) 白半袖シャツの左胸にゼッケンをつける。(学校指定)
- (2) 学校指定の体育館シューズを使うこと。

III. 履物

上履・下履・体育館用の区別を明確にし、校舎の美化に気をつける。

1. 靴

- (1) 運動靴
- (2) 上履:学校指定の靴。
- (3) 体育館シューズ:学校指定の靴

2. 通学靴

特に規定はないが高価なものはさける。

IV. 髪形

- ・ パーマ・カール・染色・脱色・そり込み等をしてはいけない。

V. その他

- ・ 香水、整髪料など化粧品類は使用しない。

【学校生活における注意事項】

1. 外出禁止

生徒は登校後許可なく校外に出ない。

2. 定期テスト、学力テスト

- (1) テストの時間割はテストの 1 週間前に発表される。
- (2) テスト 1 週間前からテスト終了までの期間は職員室入室禁止になる。(特に用事のある場合は、職員室に入ったところで先生を呼んでもらうこと。)
- (3) テストの際の席順は、出席番号の順に並ぶこと。
- (4) 定期テストの 1 週間前からテスト終了までは、部活動及び生徒に關する行事は休止となる。

3. 自習時間

- (1) 自習時間は指定された場所で静かに自習すること。
- (2) 自習時間は自習用の課題を行い、そのほかは担当の先生の指示に従うこと。
- (3) 図書館等で自習する時は、静かに行動し施設、設備、備品、本等を勝手に出し入れしたり破損したりしないようにすること。

4. 校内外での飲食

- (1) 生徒は登下校の途中において、飲食をしないこと。
- (2) 生徒は学校内で昼食(給食・弁当等)以外の食事をしないこと。ただし部活動の早朝、延長練習時は担当の先生の指示により可。

5. 緊急時の対応

- (1) すぐに近くにいる教職員に報告すること。
- (2) 頭や胸を強く打った、意識がない、出血が多い等のけがや事故の場合は、119 通報し、AED を用意する。
- (3) 通常の呼吸がない場合は AED を使用し心肺蘇生を行う。

【部活動】

◎部活動は、下記の全項目について、顧問の先生の指導と許可を得てします。

1. 入部希望する生徒(1年生)は担任の先生より配布される入部届を、保護者の許可を得て提出する。(日時、場所は係の先生から指示される。)
2. 部費を徴収する時は、すべての保護者・部員の負担にならないようにする。(必ず管理職の了解を得ること。)
3. 部活動について次の点を先生と一緒に相談してきめて守る。
 - (1) 部活動の曜日、時刻、土・日・祝日の活動の有無と時刻
 - (2) 長期休暇(春夏冬休み)の活動日時と計画
 - (3) 年間活動計画書の作成(試合、発表会等)
 - (4) 活動内容の計画書の作成
 - (5) 部長・副部長は必ず置くこと。
4. 部の早朝練習は次の場合にのみ認められる。
 - (1) 顧問の先生の許可を得たうえで行うこと。顧問が練習に必ず立ち会うこと。
 - (2) 登校は午前7時15分以降とし、練習は7時半以降とする。
5. 休業中の部活動について
 - (1) 土・日・祝日、長期休業中の部活動は、顧問の先生の指導、監督なしでは活動しないようにする。
 - (2) 顧問の先生の出席不可能な時は、事前に他の先生に依頼し了承をえて、その先生の指導監督に従うようにする。
 - (3) 以上のことが守られなかった部については活動を休止の可能性がある。
6. 延長練習の場合は、必ず顧問の承諾と指導を受ける。
(了め、保護者への連絡をしておくこと。)

7. 安全配慮

- (1) 練習前には必ず使用する用具等の点検を行う。
- (2) 顧問の指導の下、安全には十分配慮して練習する。
- (3) 土日の登下校は部員同士誘い合って登下校すること。

【長期休暇中の生徒心得と注意】

I. 長期休暇中の心得と注意事項

休みを楽しく有意義に生活しよう

1. 休みの活用について

- (1) 心身を鍛え丈夫な身体をつくろう。
- (2) 学習に励み、読書に親しむようにしよう。
- (3) 趣味や特技をのばし、自由研究をしよう。

2. 学習について

- (1) 自分で学習の計画を立て、自主的には、学習しよう。
- (2) 特に苦手な教科には、力を入れて勉強しておこう。
- (3) 宿題は、日々計画をたててしよう。

3. 生活について

- (1) 規律正しい生活を送ろう。
- (2) 家事の手伝いを積極的にして、多くの経験をしよう。
- (3) どこに行っても、常に一中生として恥ずかしくない態度で行動しよう。
- (4) 時間を合理的に使うようにしよう。
- (5) 社会道徳と規律を正しく守り、社会をよくする仕事に積極的に参加しよう。

4. 健康について

- (1) 治療を要する病気は、長期休暇を利用してしっかりと治そう。
- (2) 運動に励み、心身を鍛え、体力をつけよう。
- (3) 暴飲暴食をつつしみ、健康的な生活を送ろう。

II. 休み中は、次のことをよく守り、事故のないように注意しよう。

- (1) 交通安全に注意し、交通ルールを正しく守り、事故にあわないようにしよう。

- (2) 川や池での水泳は禁止する。又、中学生が入ってはならない場所へは出入りしないようにしよう。
- (3) 宿泊をとまなう旅行等は必ず保護者同伴で行くようにしよう。
- (4) 映画、観劇、スケート、ボウリング、プール、市外への買物等は保護者同伴がのぞましいが、やむなく、保護者が同伴されない時は、保護者と相談し、許可をえてから行くようにしよう。
- (5) 外出のときは中学生としてふさわしい服装をしよう。
- (6) 花火をする時は、社会生活のルール(場所・時間・危険性・片付け等)を考え、周辺地域の人に絶対に迷惑をかけないようにしよう。
- (7) 自転車による登校は禁止する。部活動で自転車を使用する場合は必ずヘルメットを着用すること。
- (8) 部活動は、部顧問の指導に従って事故のないようにしよう。
- (9) クラス活動で教室等を使用するときは、必ず担任または学年の先生の監督の下で行うこと。
- (10) 爆発物、刃物等の危険なものを所持したり、それらを使って遊んだりしないこと。
- (11) お小遣いは無駄使いをしないようにし、計画的に使うようにしよう。
- (12) 文化財や公共物にいたずらをしたり、破損させたりしないようにし、大切にすること。
- (13) JR の学生生徒旅客運賃割引証が必要なときは「申込書」を職員室で受取り保護者が記入捺印し身分証明書をそえて職員室へ申込むこと。なお学割は片道 101 キロメートル以上の旅行に限り使用出来る。
学割証の裏面の注意を守り使用しよう。
- (14) 痴漢・露出・不審者などには、充分注意しよう。もし、被害にあったら、すぐに 110 番で警察に連絡しよう。
- (15) 万一事故や災害が生じたら、学校にもできるだけ早く連絡しよう。
(電話 721-2392、2393)

【学校図書館利用規定】

一中図書館は、一中の生徒、教職員のための図書館です。授業に関連した事柄や、個人の興味、関心による事柄など、心に湧き上がった好奇心に応えます。また、生涯学習の一端を担う場として、図書館利用や情報リテラシーについての案内も行います。

I. 利用案内

- ・開館時間

月～金 8:40～16:40

- ・貸出冊数

自己管理できるだけの冊数

- ・貸出期限

1週間(延長可)

※長期休暇の際は別に定める

- ・貸出、返却方法

カウンターで、貸出、返却手続きをする。

図書館閉館時に本を返却する場合は、返却ポストに本を入れる。

- ・予約・リクエスト

カウンターの「予約・リクエスト用紙」に記入し、箱に入れる。

- ・レファレンス(本や情報についての相談、調べるときの援助や回答)

本が見つからないとき、知りたいことがあるときは、気軽に司書に聞いてください。

II. マナー

- ・読んだ本はもとの場所にもどそう。

- ・返却日は守ろう。

- ・本を汚したり、傷ついたりすることがないように、大切に扱う。

- ・本を著しく破損したり、紛失した場合は、弁償を求めることがあります

- ・館内では食事をしません。

【箕面市立第一中学校生徒会会則】

第 1 章 名称

第 1 条 本会は箕面市立第一中学校生徒会と称します。

第 2 章 目的及び活動

第 2 条 本会は私たちの学校生活において、自ら考え責任をもって行動し、自主的な活動を通して会員の教養を高め、学校生活の改善と向上をはかり、気品ある校風を維持することにつとめます。

第 3 条 本会はその目的を達するために次のことを行います。

1. 生徒会活動の企画及び運営
2. 校風の維持、校風の高揚
3. 会員の福祉についての行事の計画と実施
4. 学芸、体育活動の奨励
5. 奉仕活動
6. その他

第 3 章 会員

第 4 条 本会の会員は本校に在学する生徒で組織します。

第 4 章 役員

第 5 条 本会には会長 1 名、副会長 1 名、および 4 名の執行委員をおきます。

第 6 条 役員の全会員の投票により選出されます。

第 7 条 役員の任期は 1 期とし再選をさまたげません。前期は 4 月から原則 9 月末日までとし、後期は原則 10 月から、翌年 3 月末日までとする。ただし役員は次期役員が選出されるまでその任務を代行します。

第 8 条 会長は生徒会の代表者であり、その運営の中心となります。

第 9 条 副会長は常に会長を助け、会長の支障あるときはその代理をつとめます。

第10条(執行委員は次の事項を行います。

1. 生徒議会、生徒総会の議案、議決事項及び生徒会活動に関する事項の記録発表
2. 生徒会文書の(発行)整理保管
3. 生徒会の会計事務

第11条 生徒会役員と学級委員、専門委員との兼任は認められません。

第5章 組織

第12条 生徒会活動を積極的にし、その目的を達成するために次の機関を設けます。

1. 生徒総会 2. 生徒議会
4. 専門委員会 5. 各部会
6. 特別委員会 7. 選挙管理委員会

第6章 生徒総会

第13条 生徒総会は生徒会の最高機関で、原則として年2回召集でき、また、生徒議会が必要と認めたとき会長が召集し、

第14条 総会は全会員の3分の2以上の出席を必要とし、議決には出席会員の過半数の賛成を要します。

第7章 生徒議会

第15条 生徒議会は生徒会長が召集し各学級の学級委員、専門委員会の各委員長と副委員長及び必要に応じて各部長で構成されます。

第16条

第17条 議会は構成員の3分の2以上の出席を必要とします。

第18条 議決には出席議員の過半数の賛成を必要とし、賛否同数の場合は議長がこれを決定します。ただし生徒会役員は表決には参加しません。

第8章 専門委員会

第21条 生徒会の目的を達成するための行事や会員の福利厚生等の活動を促進するために専門委員会には次の委員会をもうけます。

風紀委員会 美化委員会 保健委員会 図書委員会 給食委員会

第 22 条 各委員会の委員長、副委員長は委員の互選によって決められます。

任期は半年とし、委員長は生徒議会に出席します。

第 9 章 部

第 23 条 部には文化部、運動部を設け、各部の代表者は部を代表して生徒議会に必要に応じて出席します。

第 24 条 文化部……文芸活動について、部相互間の円滑化を計り、会員の教養を高めるための活動を行います。

第 25 条 運動部…運動競技を通じて心身の向上につとめ、各部の協力を計りその活動が円滑有効に行えるように努力します。

第 10 章 特別委員会

第 26 条 本会は体育祭運営委員会、文化祭運営委員会などを設けます。

第 11 章 選挙管理委員会

第 27 条 選挙管理委員会は各学級から選出された選挙管理委員によって構成され選挙管理委員長は委員の互選で決められます。

第 12 章 顧問

第 28 条 生徒会顧問の先生は生徒会の活動について助言援助し、顧問会議などを通して指導を行います。

各会合には原則として顧問の先生の出席を必要とします。

第 13 章 最終決定権

第 29 条 生徒会のすべての活動や行事についての決定には、学校長の承認を必要とします。

第 14 章 改正

第 30 条 会則の改正は、生徒議会で 3 分の 2 以上の賛成で可決された後生徒総会で過半数の賛成を得られた場合決定されます。

第 15 章 附 則

第 31 条 会則の適正な運用をはかり、その目的を達成するために、生徒会細則、選挙規則などを別に定めます。

第 32 条 会員は議会、部会、委員会の開会時は自由に傍聴することができます。

第 33 条 本会則は昭和 22 年 9 月 19 日より実施されます。

改正昭和 31 年 4 月 1 日

改正昭和 40 年 4 月 1 日

改正昭和 45 年 4 月 1 日

改正平成 3 年 4 月 1 日

改正平成 6 年 9 月 1 日

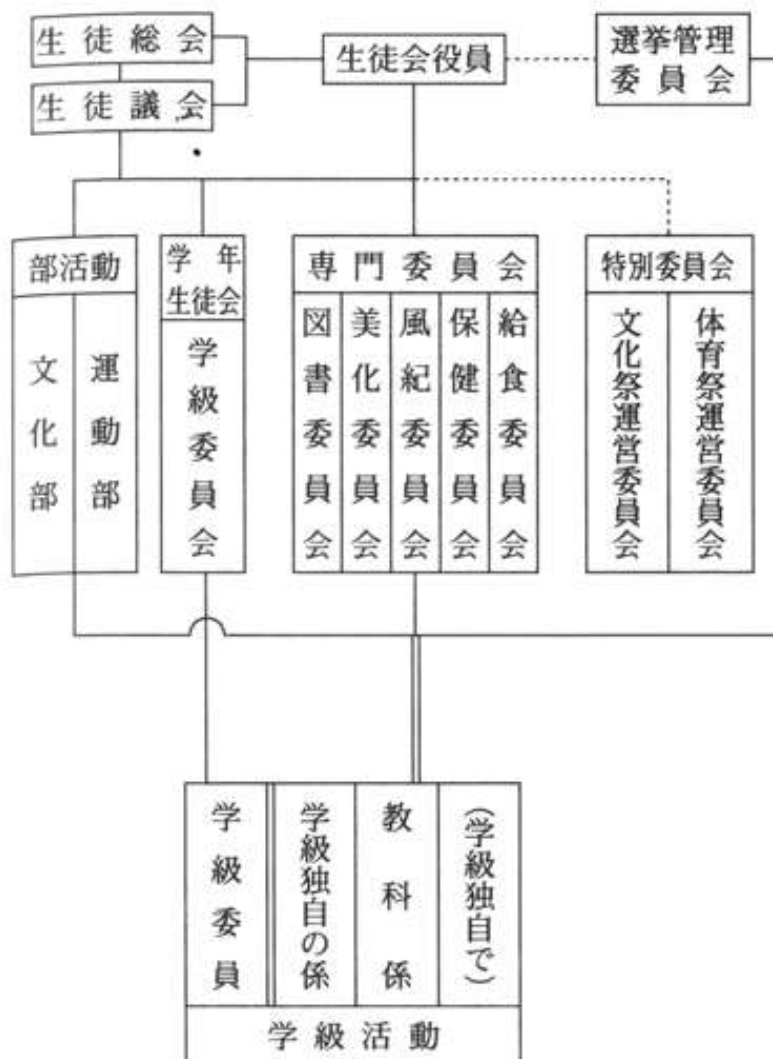
改正平成 14 年 4 月 1 日

改正平成 28 年 4 月 1 日

改正平成 30 年 4 月 1 日

改正平成 31 年 4 月 1 日

【生徒会組織図】



【生徒会選挙規則】

1. 選挙管理委員会

(1) 選挙管理委員会は各学級から、1名選出された選挙管理委員によって構成されます。但し、選挙管理委員が次期生徒会役員に立候補した学級は、新たに選挙管理委員を選出します。選挙管理委員は選挙運動をすることができません。

(2) 選挙管理委員会は立候補者の受付、意見発表、応援演説会、投票日など生徒会役員選挙についての計画、準備を行います。

(3) 選挙管理委員会では、必要に応じて次の係を決めます。

- ① 選挙管理委員長、副委員長
- ② 立会演説会などの司会者
- ③ 選挙公報などの発行
- ④ 投票用紙の作成、投票箱の作成など

(4) 選挙管理委員会は開票結果を公表し、それに基づいて生徒会役員が決定します。

2. 生徒会役員立候補について

(1) 会員であれば、学年、性別を問わず自由に立候補することができます。

(2) 立候補者は強制による投票の依頼、その他の不正な選挙運動をしてはいけません。

【各委員会の役割】

係の先生の指導助言のもとに、つぎの役割を行います。

図書委員会

- ・ 館内整備。
- ・ 貸出、返却手続き。
- ・ お薦めの図書の紹介。
- ・ 読書を広める活動。

美化委員会

- ・ 校内の清掃等についての計画、実施。
- ・ 清掃用具、校具などの修繕、管理、調査。
- ・ 校内美化に関する啓発
- ・ その他。

風紀委員会

- ・ 校内での生活態度、学習態度などの点検、調査、注意。
- ・ 服装、所持品などの点検、調査、注意。
- ・ 盗難防止についての注意。
- ・ 遅刻などの防止について企画、実践。
- ・ その他。

保健委員会

- ・ 健康に関する調査の企画、立案、実施。
- ・ 健康生活に関する啓発。
- ・ その他。

給食委員会

- ・ 給食に関する調査、点検。
- ・ 食についての広報活動。
- ・ その他。

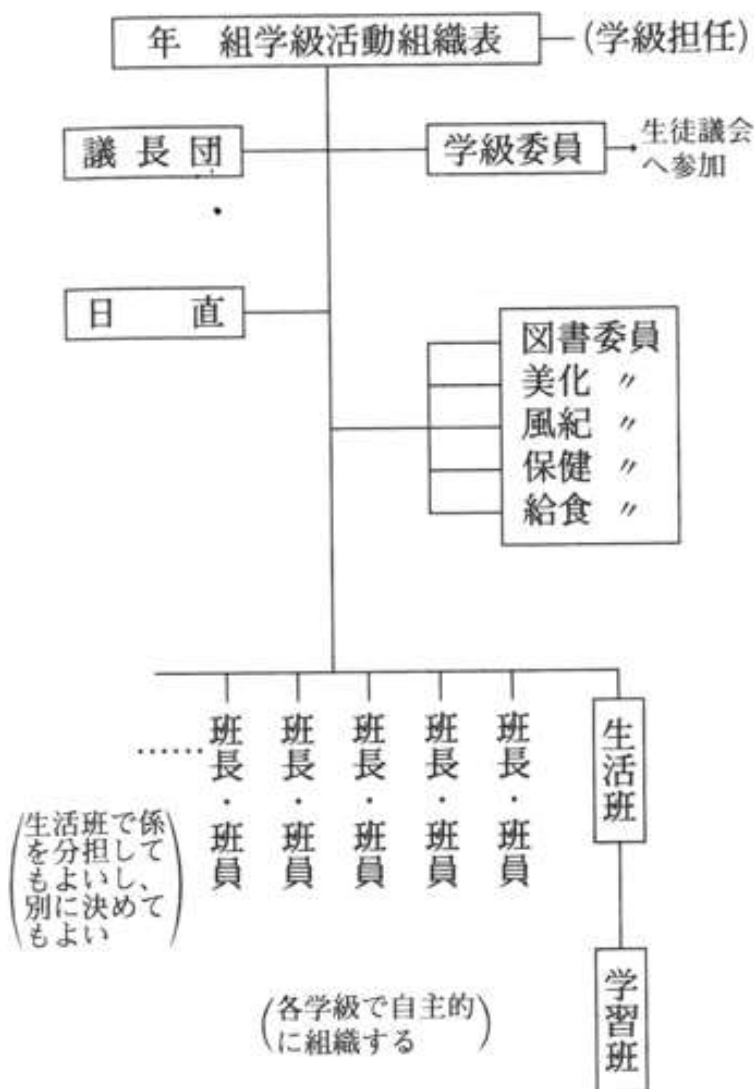
【学級活動】

1. 目的

学級活動は、学級の全生徒をもって組織し、学級生活に関する諸問題の解決、学級内の仕事の分担処理及び楽しく規律正しい学級生活を築くことに関する活動を行うことを目的とします。

- (1) そのために話し合いを活発にし、自由な発言と相互援助及び批判を進めるようにします。
- (2) 身近な問題の解決から進み、よりよく生活するための要求や願いをみんなで実現するようにします。
- (3) みんなの協力と励ましのある学級をつくるように努力します。
- (4) みんなで決めたことは、実践するようにします。
- (5) 差別をなくし、互いに認め合える学級をつくるようにします。

2. 学級会の組織



◎警報発令時の登校について

1. 「休校の基準となる警報等」について

- (1) 特別警報、暴風警報、大雨警報(ただし、「大雨警報(土砂災害)」を除く。)、暴風雪警報
- (2) 市の避難情報(ただし、校区内の地域を対象とするものが対象。)※市の避難情報とは、災害時に箕面市が発令する「高齢者避難」・「避難指示」のことです。

2. 「休校の基準となる警報等」発令時の登校について

- (1) 午前 7 時時点で、「休校の基準となる警報等」が発令されている場合は、登校を見合わせてください。
- (2) 午前 7 時以後、家を出るまでに「休校の基準となる警報等」が発令された場合も、登校を見合わせてください。
- (3) 午前 9 時まで「休校の基準となる警報等」が解除された場合は登校し、午前 9 時の時点で解除されない場合は、休校とします。ただし、市の避難情報のみが発令されている場合は、学校の指示に従ってください。